

## 1 これまでの取り組み

### 【経緯】

平成20年3月 県消防広域化推進計画策定(県内14消防本部を6消防本部に)

平成25年5月 一部変更(計画期間を平成30年4月1日まで延長)

平成30年4月 県広域化推進計画の計画期間終了

### 【広域化の状況】

※現在11消防本部体制

#### (1) 計画策定時に広域化済み(2消防本部)

八戸地域(八戸消防本部)、下北地域(下北消防本部)

#### (2) 計画期間中に広域化(2消防本部)

青森地域(青森消防本部)、津軽地域(弘前消防本部)

#### (3) 広域化未達成(7消防本部)

西北五地域(五所川原消防本部、つがる市消防本部、鱒ヶ沢消防本部)

上十三地域(十和田消防本部、三沢市消防本部、北部上北消防本部、中部上北消防本部)

# 新たな県消防広域化推進計画の策定について

## 2 今年度の取組

- 総務省消防庁は、**消防力の維持・強化には広域化が最も有効な手段**であるとして、本年4月に「市町村の消防の広域化に関する基本指針」を改正した。
  - ・市町村の消防の広域化の推進期限を平成36年4月1日まで延長
  - ・都道府県は、平成30年度中を目途として、推進計画の策定又は再策定を行うよう努める
- 本県では、広域化未達成の地域があることなどから、消防組織法及び基本指針の規定(努力義務)に基づき、今年度内を目途に「**(仮称)第2次青森県消防広域化推進計画**」を策定する。
- 新たな県推進計画の策定に当たっては、関係者のコンセンサスの形成を図るため、**青森県消防広域化推進計画検討会議**を設置し、協議を行うほか、市町村・各消防本部等の意見聴取を行う。

### ○推進計画に関する基準の概要(国の基本指針)

- ✓ 平成18年以降の約10年間について、広域化の効果・進捗状況、消防需要の動向等を振り返る。
- ✓ 消防力の実情等の現況を把握する。
- ✓ さらなる人口減少・高齢化の進展等を踏まえ、将来の都道府県の消防本部のあるべき姿を議論し、
  - ・概ね10年後までに広域化すべき組合せ
  - ・推進期限までに広域化すべき組合せを定める。
- ✓ 必要がある場合、連携・協力対象市町村を定める。

# 新たな県消防広域化推進計画の策定について

## 3 スケジュール

